

鹿 児 島 県 公 報

令和 4 年 3 月 29 日 (火) 第 298 号 の 6



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

- | | | |
|--|------------|---|
| 規 | 則 | |
| ○鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則 (※) | (学事法制課取扱い) | 1 |
| 正 | 誤 | |
| ○鹿児島県公報第210号の2 (令和3年5月21日付け) の一部訂正 (※) | (職員課取扱い) | 3 |

規 則

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 4 年 3 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第12号

鹿児島県立短期大学学則の一部を改正する規則

鹿児島県立短期大学学則 (平成 6 年鹿児島県規則第66号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 (1) の表, 別表第 1 の 1 (2) の表, 別表第 1 の 2 (1) の表及び別表第 1 の 2 (2) の表中

- | | | | |
|------------------------------|-----------------------|-------------|-----------------|
| 「 | 鹿児島学 | 2 | 」を |
| 「 | 鹿児島学
かごしまと世界 | 2
2 | 」に改め, 別表第 1 の 3 |
| (1) の表中 「 | 鹿児島学 | 2 | 」を |
| 「 | 鹿児島学
かごしまと世界 | 2
2 | 」に, |
| 「 | 経済学
文化と社会
経済情報論 | 2
2
2 | 」を |
| 「 | 経済学 | 2 | 」に, |
| 「 | 経済政策 | 2 | 」を |
| 「 | 経済政策
金融論 | 2
2 | 」に, 「金融論」を「フ |
| ィナンス論」に改め, 別表第 1 の 3 (2) の表中 | | | |
| 「 | 鹿児島学 | 2 | 」を |

「	鹿児島学 かごしまと世界		2 2	」に、
「	経済学 文化と社会 経済情報論	2	2 2	」を
「	経済学	2		」に、
「	経済政策		2	」を
「	経済政策 金融論		2 2	」に、
「	企業論 財務会計論 マーケティング論		2 2 2	」を
「	財務会計論 マーケティング論 流通論		2 2 2	」に改め、別表第 1 の 4
の表中	文化と社会 経済情報論		2 2	」を
「	文化と社会		2	」に、
「	経済政策		2	」を
「	経済政策 金融論		2 2	」に、「金融論」を「フ
アイナンス論」に、	経営戦略論 企業論		2 2	」を
「	経営戦略論		2	」に、
「	マーケティング論		2	」を
「	マーケティング論 流通論		2 2	」に改める。
別表第 2 中	教育方法学概論		1	」を
「	教育方法学概論 学校教育における ICT 活用	1 1		」に、
「 4	道徳教育指導論，特別活動指導論，進路指導論，教職実践演習（中）及び教育実習は，教育職員の免許状を得ようとする学生で，文学科日本語日本文学専攻，文学科英語英			

文学専攻又は生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。」

- 「4 道徳教育指導論，特別活動指導論，学校教育における ICT 活用，進路指導論，教職実践演習（中）及び教育実習は，教育職員の免許状を得ようとする学生で，文学科日本語日本文学専攻，文学科英語英文学専攻又は生活科学科生活科学専攻に属するもののみが履修することができる。」

附 則

- 1 この規則は，令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前から引き続き在学している者に係る授業科目並びにその単位数及び履修方法については，改正後の鹿児島県立短期大学学則（以下「改正後の学則」という。）別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず，なお従前の例による。ただし，第一部の文学科，生活科学科及び商経学科の授業科目であるかごしまと世界，第一部商経学科及び第二部商経学科の授業科目である金融論，第一部商経学科経済専攻及び第二部商経学科の授業科目であるファイナンス論並びに第一部商経学科経営情報専攻及び第二部商経学科の授業科目である流通論（改正前の鹿児島県立短期大学学則別表第 1 に定めるところにより，文化と社会の単位を修得した者にあつては第一部商経学科の授業科目であるかごしまと世界を，金融論の単位を修得した者にあつては第一部商経学科経済専攻及び第二部商経学科の授業科目である金融論を除く。）については，改正後の学則別表第 1 に定めるところにより，当該者も履修することができる。

正 誤

令和 3 年 5 月 21 日付け鹿児島県公報第 210 号の 2 中次のとおり誤りがあつたので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
8	下から 17 行目	課長補佐（総務担当に限る。）」を「課長補佐	資源管理監 課長補佐（総務担当に限る。）」を「資源管理監 課長補佐